県が締結する契約に関する条例の検討結果に係る報告書(案)

令和 年 月 日

岩手県契約審議会

目 次

はじ	ごめに ······ 1
Ι	条例の施行状況の検討について ・・・・・・・・・・・・・・ 2
1	1 論点の整理について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2	2 論点の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	(1) 論点 1 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。・・・・・7 ・ 検討の視点
	・審議会での検討・意見等
	・検討結果
	(2) 論点2 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。・・8
	検討の視点
	・審議会での検討・意見等
	・検討結果
	(3) 論点3 特定受注者からの報告事項等は適切か。・・・・・・・9
	・ 検討の視点
	・審議会での検討・意見等
	・検討結果
	(4) 論点4 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。・・・・・・・10
	・ 検討の視点
	・審議会での検討・意見等
	• 検討結果
Π	今後の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
参考	号資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
•	・ 県が締結する契約に関する条例、県が締結する契約に関する条例施行規則
•	• 岩手県契約審議会委員名簿、開催経過

はじめに

「県が締結する契約に関する条例」(平成27年岩手県条例第35号。以下「県契約条例」という。)は、県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的に制定され、平成28年4月1日から施行された。

県契約条例では、県契約は、契約の過程及び内容の透明性、競争の公正性、総合的に優れた内容並びに契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件を確保するとともに、事業者の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組及び社会的な価値の向上に資する取組に配慮されたものでなければならないという基本理念が定められた。

また、県契約条例では、将来の状況変化等に対応するため、知事は条例施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

県契約条例第9条に基づき、県契約に係る施策等について調査審議するために設置された岩手県契約審議会(以下「審議会」という。)では、平成30年8月以降、令和2年5月まで4回にわたる協議・検討の中で、県契約条例の施行状況の検討に係る論点の設定と当該論点に係る検討を行い、本報告書を作成したものである。

今後、県においては、本報告書でまとめた内容を参考に、引き続き、県契約条例の基本理念の実現に向けた取組を継続するとともに、さらに有効な行政施策を展開されることを期待する。

[県契約条例第2条]

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 県契約 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により締結する県が発注する工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに同法第244条の2第3項の規定による県の公の施設の管理に係る協定をいう。

 $(2)\sim(5)$ [略]

「県契約条例第9条]

適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに 事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の 促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議するため、知事の諮問機関として岩手 県契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

[県契約条例附則第2項]

知事は、この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

I 条例の施行状況の検討について

1 論点の整理について

県契約条例の施行状況及び必要な措置の検討に係る論点の整理に当たっては、平成30年度第1回審議会において、社会情勢の変化のほか特定受注者からの報告、関係団体等からの意見、他自治体の取組状況等を把握しながら検討を行うこととし、同年度第2回の審議会において、国の動向等の社会情勢、他県の状況、過去の審議会等での意見等を考慮し、下記の4つを論点として整理した。

- (1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。
- (2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。
- (3) 特定受注者からの報告事項等は適切か。
- (4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか。

(1) 県契約条例で規定する特定県契約の範囲は適切か。(論点1)

県契約条例第2条に規定する特定県契約の範囲については、次のア〜ウの 事項を踏まえ、東日本大震災関連の大規模工事の減少により特定県契約の対象となる工事が減少していくことが見込まれるなか、現行の特定県契約の範囲が適切かという視点で検討を進めることとした。

【県契約条例第2条】

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) [略]
- (2) 特定県契約 県契約(県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約を除く。)のうち、第8条の規定の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するものをいう。
- $(3)\sim(5)$ 「略]

【県が締結する契約に関する条例施行規則第2条】

条例第2条第2号の規則で定める種類は、次の表の左欄に掲げる種類とし、同号の規則で定める金額の要件は、同欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の要件とする。

種類	金額の要件
1 工事の請負に係る契約(契約期間が6か月を超えるものに限	予定価格が 5 億円
る。)	以上であること。
2 業務(清掃、警備(警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	予定価格が 3,000
第2条第5項に規定する警備業務用機械装置を使用して行	万円以上であるこ
うものを除く。)、駐車場の管理、施設における来訪者の受付	と。
又は設備(消防設備、電気通信設備、暖冷房設備、空気調和	
設備及びし尿浄化槽に限る。) の運転及び保守に係る業務(以	
下「清掃等業務」という。) のいずれかを含むものに限る。)	
を委託する契約(契約期間が6月を超えるものに限る。)	
3 公の施設の管理(清掃等業務のいずれかを含むものに限	指定管理者の募集
る。)に係る協定(指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律	に係る委託料の上
第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。	限額又は委託料の
以下同じ。)の指定の期間が6月を超えるものに限る。)	額が 3,000 万円以
	上であること。

ア 条例制定時の考え方

特定県契約の範囲については、一定以上の規模の契約とすること及び毎年度一定の件数が発生することのほか、他県の状況や事業者の負担も勘案して、種類や金額の要件を審議会で検討した。

イ 他県の状況

他県の条例においては、受注者に報告を求める契約の範囲を下表の とおり定めていること。

	愛知県	奈良県
工事請負契約	6億円以上	3億円以上
業務委託契約	1,000 万円以上	3,000 万円以上
指定管理協定	(規定なし)	3,000 万円以上

ウ 過去の審議会での意見

震災関連の大規模な工事が減ってきており、特定県契約の対象となる契約が少なくなってしまうのではないかとういう意見があったこと。

(2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か。(論点2)

県契約条例第7条に規定する受注者等の法令遵守の範囲については、 次のア〜ウの事項等を踏まえ、賃金及び社会保険に係る法令は、当然遵 守されるものであるが、特に条例に規定する法令の範囲が現行のもので 適切かという視点で検討を進めることとした。

【県契約条例第7条】

発注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に 関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払をすること。
- (2) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
- (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者 の資格の取得に係る届出をすること。
- (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出(規則で定める者に係るものに限る。)をすること。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に係るものに限る。)をすること。
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

ア 条例制定時の考え方

- ・ 労働者の労働条件の確保を図るうえで基本となる重要な事項であること。
- ・ 法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であり、その遵守状況を確認することにより条例の実効性を担保することができること。

イ 他県の状況

- (ア) 奈良県では、契約の履行に当たって、次に掲げる事項その他の 法令の遵守を求めている。
 - 最低賃金法(最低賃金以上の賃金支払)
 - ・ 健康保険法(資格取得に係る届出)
 - 厚生年金保険法(資格取得に係る届出)
 - 雇用保険法(被保険者の届出)
 - 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(保険関係成立の届出)
- (イ) 愛知県では、特定の法令の遵守を求める事項はない。
- (ウ) 奈良県、愛知県ともに、制度の見直しの予定はないこと。

ウ 過去の審議会での意見

働き方改革推進関連法との関係もあるが、「適切な労働条件の確保」 として、労働時間や勤務条件といったことも含まれてくると思うので 考慮願いたいという意見があった。

(3) 特定受注者からの報告事項等は適切か。(論点3)

県契約条例第8条に規定する特定県契約に係る措置(特定受注者からの報告事項)については、次のア〜ウの事項を踏まえ、特定受注者の負担、報告内容、時期、回数は適切か等の視点で検討を進めることとした。

【県契約条例第8条】

知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる事項の遵 守の状況について、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求 めることができる。

- 2 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに 応じないときその他この条例を施行するため特に必要があると認めるとき は、特定受注者について調査を行うことができる。
- 3 公営企業の管理者は、前2項の規定に準じて報告を求め、又は調査を行うことができる。

ア 条例制定時の考え方

- 報告を求める特定受注者の選定に当たっては、恣意的なものとならないように選定基準を設け、一定の数を抽出する必要があること。
- ・ 報告の内容等については、事業者の負担等を考慮すること。

イ 他県の状況

・ 愛知県及び奈良県では対象となる全ての契約受注者に対して報告を求めている。報告の時期については、愛知県では下請負者との契約の都度報告を求めており、奈良県では契約締結3か月後及び以降6か月ごとに報告を求めているもの。

ウ 過去の審議会での意見

- 働き方改革推進関連法等の社会状況の変化等を考慮しながら、特定受注者からの報告の内容の検討が必要という意見があった。
- ・ 愛知県及び奈良県と同様の運用を行うと、県の事務量が多大になることを懸念する意見があった。

(4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか(論点4)。

現在の県契約条例には、受注者が労働者に支払う報酬の下限額に関する規定はないが、次のア〜ウの事項を踏まえ、賃金は労使双方のさまざまな要因において決定されることとの関係をどう考えるか、地域の産業構造や賃金水準の実態をどのように捉えるか、報酬下限額を設定する場合の根拠をどう考えるか等の視点で、その必要性の検討を進めることとした。

ア 条例制定時の考え方

報酬下限額の設定については、企業や関係団体において、労働条件の改善のため設定すべきである、低賃金で働いている労働者の解雇が増える懸念がある、国が考えるべき問題である等、多様な考え方があり、この段階での集約が困難であるとの判断から、報酬下限額に関する規定は盛り込まないこととした。

イ 他県の状況

公契約条例を制定している県においては、報酬下限額は規定されていない。その理由としては、県内の地域間で人口、事業所数、就業構造等に大きな差があり、労働者の賃金や労働条件も多様であり、画一的に規定することが困難であることや、賃金は、事業者の給与体系、経営状況、労働者の経験年数、技量、勤務評定等さまざまな要因で決定されるもので、県が一律に定めることにはなじまないということ等が挙げられている。

ウ 過去の審議会での議論

- ・ 労働団体内部では報酬下限額を含めた条例を制定すべきという意 見があることが紹介された。
- ・ 賃金は、労使双方の交渉によって決めるというのが原則であるとい う意見があった。
- ・ 報酬下限額を設定する場合、金額の合理的な根拠を対外的に説明 することが難しく、賃金条項を設定することは困難ではないかとい う意見があった。

2 論点の検討状況について

(1) 条例で規定する特定県契約の範囲は適切か(論点1)

県が締結する契約に関する条例 考え方・県の取組等 社会情勢・他県の状況等 (第2条) 【条例制定時の考え方】 【他県の状況】 【県契約】 特定県契約の範囲については、一定以上の規模の契約とすること及 <報告を求める契約> 工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供 び毎年度一定の件数が発生することのほか、他県の状況や事業者の負 ①愛知県 を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに公の施設の管理に係 担も勘案して、種類や金額の要件を審議会で検討した。 · 工事請負契約 6 億円以上 る協定 業務委託契約 1,000 万円以上 【特定県契約】 ・ 指定管理協定 規定なし 県契約(役務の提供を受ける契約及び物品を購入する契約を除く。) ②奈良県 のうち、第8条の規定(特定県契約に係る措置)の適用を受けるもの · 工事請負契約 3億円以上 • 業務委託契約 3,000 万円以上 として規則で定める種類及び金額の要件に該当するもの · 工事請負契約 予定価格 5 億円以上 • 指定管理協定 3,000 万円以上 業務委託契約 予定価格3千万円以上 ・ 指定管理協定 委託料上限額又は委託額3千万円以上 ※ 地方自治法第96条第5項及び地方自治法施行令第121条の2に 【受注者】 県と県契約を締結した者 より、予定価格が5億円以上の「工事又は製造の請負」については 【特定受注者】 県と特定県契約を締結した者 議会の議決を要することとされている。 ※ 条例第2条 定義、条例施行規則第2条 種類及び金額の要件 ※ 奈良県及び愛知県においては、事業者の負担や請負契約件数を 考慮し、報告対象となる金額の要件をそれぞれ設定したものである。 検討の視点

ア 県契約審議会における検討経緯

特定県契約の範囲については、以下のような事項を踏まえ、報告制度の履行を確保するという観点から、審議会において決定したものである こと。

〔工事請負契約〕

- 下請工事が発生する規模である工事を対象とする。
- 契約内容の把握が容易である、予定価格5億円以上(議会議決案件)の工事を対象とすること。
- 報告対象となる契約数の選定(10件程度)に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額とすること。

〔業務委託契約・指定管理協定〕

報告対象となる契約数の選定(業務委託契約15件程度、指定管理協定10件程度)に支障をきたさないだけの契約件数を確保できる金額と すること。

イ 特定県契約の対象となる工事件数の見込み

- ・ 岩手県東日本大震災津波復興計画の計画期間は平成23年度~30年度とされていたが、「いわて県民計画(2019~2028)」アクションプランに おいても、「復興推進プラン」に基づき、防災のまちづくり等、震災復興事業を引き続き行うこととされた。
- ・ 平成31年度(令和元年度)には、5億円以上の工事は10件(うち震災復興関連工事4件)発生したが、震災復旧・復興工事の進捗に伴い、 特定県契約の対象となる5億円以上の工事件数は減少することが想定される。

【表】東日本大震災津波発災前後の議会議決件数(予定価格5億円以上の工事請負契約)の推移

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
5	0	3	3	6	56	76	62	48	39	23	29	10

ウ 業務委託契約及び指定管理協定の件数見込み

・ 業務委託契約及び指定管理協定については、施設の廃止等がない限り、毎年度、同様の契約が行われるため、特定県契約の件数は、これま でと同水準で推移することを見込まれる。

審議会での検討・意見等

- ・ 特定県契約の範囲については、過去の審議会において審議し決定 した経緯もあることから、見直す必要はない。
- ・ 工事請負契約の金額については、工事件数の見込みが今後どのよ うに推移していくのか把握したうえで、検討が必要ではないか。
- ・ 現状維持とし、工事件数等に変動があったときに適宜対応につい て検討していくべきではないか。
- ・ 特定県契約の対象となる件数の確保は必要である。
- ・ 大規模な工事請負契約については、東日本大震災津波からの復旧・ 復興工事の進展に伴い、減少していくことが当然に見込まれる。
 - 一方、自然災害の発生状況にも左右されるため、中期的に工事 請負契約の件数を見込むことは難しい状況である。
- 条例施行規則において規定する特定県契約の要件については、契 約件数を一定数以上確保することを念頭においたものであり、当面 はこれを継続しつつ、議決件数の推移や工事規模ごとの数の推移 を把握しながら、一定期間後に再度検討してはどうか。
- ・ 業務委託契約及び指定管理協定においては、今後も契約件数は同 水準で推移する見込みであり、報告制度の運用上特に支障はない。

検討結果

特定県契約の範囲については、当面、現状を維持することが適当で ある。

(2) 受注者等の責務として法令遵守を求める範囲は適切か(論点2)

県が締結する契約に関する条例	考え方・県の取組等	社会情勢・他県の状況
 (第7条) 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 最低賃金法(最低賃金以上の賃金支払) 健康保険法(資格取得に係る届出) 厚生年金保険法(資格取得に係る届出) 国民健康保険法(資格取得に係る届出) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(保険関係成立の届出) 雇用保険法(被保険者の届出) (参考) 第7条で規定した事項について、第8条で規定する特定県契約に係る報告において遵守状況の報告を求めるもの。 	 【条例制定時の考え方】 労働者の労働条件の確保を図るうえで基本となる重要な事項であること。 法令遵守の判断基準や遵守状況が明確であり、その遵守状況を確認することにより条例の実効性を担保することができること。 	 【他県の状況】 ・ 奈良県では、契約の履行に当たって、次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めている。 最低賃金法(最低賃金以上の賃金支払) 健康保険法(資格取得に係る届出) 厚生年金保険法(資格取得に係る届出) 雇用保険法(被保険者の届出) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(保険関係成立の届出) ・ 愛知県では、特定の法令の遵守を求める事項はない。 ・ 奈良県、愛知県ともに、制度の見直しの予定はないこと。
<u> </u>) 視 点	審議会での検討・意見等
険加入について違反の報告はない。 イ 働き方改革関連法(※)による労働法制の改正 ・ 平成30年7月6日に「働き方改革関連法」が成立し、平成31年 ・ 働き方改革関連法により、時間外労働の上限規制や一定日数の年 待遇差の禁止等の制度改正が行われている。	り、条例の実効性を担保することができること。 等への加入の有無について確認しており、これまで最低賃金及び社会保 4月1日から順次施行されている。 次休暇取得、産業医の機能強化、勤務間インターバル制度、不合理な 間(令和2年3月31日まで)の猶予期間が、一部の業種(建設事業、自動	 ・働き方改革推進関連法との関係もあるが、「適切な労働条件の確保」として、労働基準法の改正により、労働時間や勤務条件といったことも含まれてくると思うので考慮願いたい。 ・働き方改革関連法による労働時間に関する法制の見直しについて重要視すべきである。 ・産業医の機能強化等の改正が行われる労働安全衛生法について、遵守すべき法律に加えても良いのではないか。 ・最低賃金及び社会保険加入について違反の報告はないため、現状維持とすべきだが、働き方改革関連法の定着の動向を見ながら、今後措置等を検討していくべきである。
		検 討 結 果 県契約で遵守を求める法律の範囲については、当面、現状を維持することが適当である。

(3) 特定受注者からの報告事項等は適切か(論点3) 県が締結する契約に関する条例 考え方・県の取組等 社会情勢・他県の状況等 【他県の状況】 (第8条) 【条例制定時の考え方】 ・ 第7条で定める事項について、条例の施行に必要な限度において、 報告を求める特定受注者の選定に当たっては、恣意的なものとな ・ 愛知県、奈良県ともでは、対象となる全ての受注者に対して報告 規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めること らないように選定基準を設け、一定の数を抽出する必要があること。 を求めている。報告の時期については、奈良県では契約締結から3 報告の内容等については、事業者の負担等を考慮すること。 ができる。 か月後及び以後6か月ごとに報告を求めている。愛知県では下請負 ・ 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報 【県の取組】 者との契約の都度報告を求めているもの。 告の求めに応じないときなど特に必要があると認めるときは、特定 特定県契約からガイドライン等に基づき報告を求める契約を選定。 ・ 奈良県、愛知県とも、これまで違反の報告はない。 ・ 両県とも、条例制定時には事業者側から事務負担を懸念する意見 受注者について調査を行うことができる。 H29 年度 | H30 年度 | R1 年度 ・ 公営企業の管理者は、前2項の規定に準じて報告を求め、又は調 工事請負契約 10 件 11 件 6件 があった。 査を行うことができる。 【岩手労働局の監督指導結果】 業務委託契約 5 件 10 件 9件 ·工事請負契約 予定価格 5 億円以上 ・ 「監督指導の実施状況 (平成 29 年分)」においては、最低賃金以 指定管理協定 10 件 9 件 8 件 • 業務委託契約 下の賃金支払に係る違反が発生している(件数は公表されていな 予定価格 3 千万円以上 毎年度、工事請負契約については、契約後3か月程度、業務委託契約・ 指定管理協定 委託料上限額又は \\)) o 指定管理協定については契約後6か月程度を目安に照会している。 委託額3千万円以上 ・ 最低賃金及び社会保険等の加入については、違反の報告はなかっ たもの。 ・ 特定受注者からは、報告事項等に係る負担軽減を求める申入等は なかったもの。 検討の視点 審議会での検討・意見等 働き方改革推進関連法などの社会状況の変化等を考慮しながら、 ア 現行の報告内容、時期、回数等 特定受注者からの報告の内容の検討が必要。 県契約条例制定の際、報告事項や方法等については、適正な報告が確保されるよう、以下の項目について考慮した。 事業者の負担を増やすべきではない。 ・ 事業者や関係団体等からの意見 ・ 特定受注者からの報告については、報告項目を増やすより、対象 ・ 特定受注者等の負担を考慮し、証拠書類等の添付は省略 件数を確保することが重要である。 特に、下請負者からの報告事項等は、下請代金や委託料の積算に利用されないよう、元請が下請負者の賃金体系を把握できない様式とす ・ 条例施行規則で定める報告事項については、条例第7条(県契約 ること。 において遵守を求める法律)に対応するものであり、「論点2」と合 報告対象とする特定受注者の選定に当たって、恣意的にならないよう、ガイドライン等で具体的な手順を定めること。 わせて議論する必要がある。 各契約について契約時期から一定の期間(工事請負契約については3か月程度、業務委託契約・指定管理協定については6か月程度を目安) 特定受注者からの報告では最低賃金の支払に係る違反の報告はな。 を置き、下請負者や再委託先も含めた労働者の社会保険加入状況、賃金の額について報告を求めている。 く、また、社会保険等の加入に係る違反の報告もないことから、現 イ 報告に係る特定受注者の負担の状況 行の報告制度により実効性が担保されていると考えられる。 平成29年度に報告対象となった建設業者に行ったヒアリングにおいて、以下のような意見があった。 特定受注者からは、現行の報告に係る負担軽減を求める申入れ等 ・ 自社分の報告は賃金台帳からの転記になるので負担はそれほど大きくはないが、下請負者の取りまとめには、一定の負担がある。 はなく、報告に係る負担は許容範囲内と判断できるが、更に報告事 報告を求める時期については、工事が進むにつれて下請負者数も増えるので、遅くなればそれだけ事務負担が増加する。 項を増やすと特定受注者の負担が大きくなる。 下請負者からの報告取りまとめに際して、下請負者から難色を示されることはない。

検討結果

特定受注者からの報告事項等については、当面、現状を維持することが適当である。

(4) 受注者等の責務として報酬下限額を設けるか(論点4)。

県が締結する契約に関する条例	考え方・県の取組等	社会情勢・他県の状況等
規定なし	 【条例制定時の考え方】 報酬下限額の設定については、企業や関係団体において、労働条件の改善のため設定すべきである、低賃金で働いている労働者の解雇が増える懸念がある、国が考えるべき問題である等、多様な考え方があり、この段階での集約が困難であるとの判断から、報酬下限額に関する規定は盛り込まないこととした。 	ていない。 ・ 県内の地域間で人口、事業所数、就業構造等に大きな差があり、
4	ー	審議会での検討・意見等

ア 賃金決定の要因等

①労働条件に関する原則

- ・ 労働基準法第2条において、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」とされており、労使双方の 交渉により決定するのが原則である。
- 労働条件は、企業の経営状況や社会情勢の変化などの要因に影響を受ける。

②報酬下限額に対する意見

- ・ これまでの審議会において、報酬下限額の設定について前向きに検討すべきとの意見や、設定は難しいとの意見がある。
- 労働団体においても、報酬下限額の規定を求める意見がある。

③社会情勢の変化について

・ 国の「働き方改革実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018(骨太の方針)」、「未来投資戦略 2018」において、「最低賃金に ついて、年率3%を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指す。」とされて いる。

イ 地域の産業構造や賃金水準の実態

①最低賃金引上げの影響

本県の最低賃金の上昇幅は大きくなってきている。

【表】岩手県の最低賃金額の推移

(単位・円)

N ₁	1 石 1 水 2 双 区 頁 並 限 2 1 1 1 9							(-	+ ± •	1 1/		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
岩手県	時間額	631	644	645	653	665	678	695	716	738	762	790
県	上昇率	_	2.06%	0. 16%	1. 24%	1.84%	1. 95%	2. 51%	3. 02%	3. 07%	3. 25%	3. 67%
全国	時間額	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901
124	上昇率	_	2.38%	0. 96%	1. 63%	2.00%	2. 09%	2. 31%	3. 13%	3. 04%	3. 07%	3. 09%

(出典:岩手労働局報道発表資料から定住推進・雇用労働室において作成)

・ なお、岩手県の平成30年10月の最低賃金改定により影響を受けた労働者の割合は16.5%であった。(令和元年度中央最低賃金審議会(目) 安に関する小委員会)(第2回)資料)

②地域の産業構造や賃金水準の実態(地域差)について

- ・ 県内の産業構造については、県央部では三次産業、沿岸部では二次産業、県北部では一次産業の割合が高く、振興圏ごとに差がある。
- ③報酬下限額を設定する場合の根拠について ・ 公契約条例において、報酬下限額を設定している都道府県はない。
- ・ 市区町村においては、公契約条例を制定している38団体のうち18団体(47.4%)が報酬下限額を設定している(国立国会図書館平成30年 公表資料)。工事請負契約に関しては、公共工事設計労務単価を勘案して報酬下限額を設定している例が最も多く、公共工事設計労務単価 の77~90%の水準で設定されている。また、業務委託契約や指定管理協定に関しては、地域別最低賃金額、生活保護水準、自治体職員の給 与額、当該職務の標準的賃金等を勘案する等、様々な方法により賃金下限額が算定されている。

番議会での検討・怠見等

- 賃金は、労使双方の交渉によって決めるのが原則である。
- ・ 報酬下限額を設定する場合、金額の合理的な根拠を対外的に説明 することが難しく、賃金条項を設定することは困難ではないか。
- 公共工事設計労務単価と実際の給与支給額との間に差がある。
- ・ 労働組合の立場としては、賃金条項の設定について前向きに検討 してほしい。なお、工事請負契約に関しては、公共工事設計労務単 価の9割以上としてほしい。
- ・ 労務単価の設計と条例で報酬下限を設けることは分けて議論すべ き。
- ・ 賃金条項の設定は、現場で働く人からの期待は大きいほか、条例 の目的である適正な労働条件の確保、地域経済の振興や社会的価値 の向上、県民福祉の増進に重要な意味を持つものと考える。
- ・ 企業によって労働条件が異なるなかで、報酬下限の設定は技術的 に難しい。
- ・ 報酬下限額を設けるとすれば、説得力のあるものでないといけな V)
- ・ 現行制度において特定県契約の受注者に賃金の支払状況等の報告 を求めており、それが一定の賃金水準の確保につながっているので あれば良いと考えるところであり、現状維持とすべき。
- ・ 現段階で県の条例に報酬下限額の基準を盛り込むことが難しいこ とは理解するが、引き続き検討を続けてほしい。

検討結果

報酬下限額については、現段階では具体的な基準を定めることは困 難であり、当面、現状維持とすることが適当である。

なお、受注者等の賃金の支払状況や他の自治体の条例措置の状況等 を継続的に把握しながら、今後においても必要に応じ検討することが 適当である。

Ⅱ 今後の検討について

県契約条例の施行状況の検討項目(論点)については、いずれも当面現状維持とするべきとの結論になったが、今後も社会経済状況の変化や県契約条例の運用状況等を踏まえて、必要があれば見直し等の対応を検討していく必要があると考える。

このことから、令和3年度以降も継続的に審議会を開催し、特定受注者から報告される賃金の状況や他の自治体における条例措置の状況等について、 県からの報告を受け、県契約条例について必要に応じ検討を行うこととする。

県が締結する契約に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 県契約 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により締結する県が発注する工事の請負に係る契約、県が業務を委託する契約、県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約並びに同法第244条の2第3項の規定による県の公の施設の管理に係る協定をいう。
 - (2) 特定県契約 県契約(県が役務の提供を受ける契約及び県が物品を購入する契約を除く。)の うち、第8条の規定の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するものを いう。
 - (3) 受注者 県と県契約を締結した者をいう。
 - (4) 特定受注者 県と特定県契約を締結した者をいう。
 - (5) 下請負者等 次のア又はイに掲げる者をいう。
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の県以外の者から県 契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88 号)第2条第3号に掲げる事業を行う者であって、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために県契約に係る業務に従事させるもの

(基本理念)

- 第3条 県契約は、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。
 - (1) 契約の性質又は目的に応じた契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性
 - (2) 経済性に配慮された上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額を 契約金額とする契約の締結の防止が図られていること、価格以外の多様な要素をも考慮されている こと等により、総合的に優れた内容となっていること。
 - (3) 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件
- 2 県契約は、契約の性質又は目的に応じ、事業者の次に掲げる取組に配慮されたものでなければならない。
 - (1) 地域における雇用の確保、中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)であって県内に事務所又は事業所を有するものの受注の機会の確保、県産品(県内で生産されたもの若しくは県内で生産されたものを原材料とするもの又は県内に主たる事務所若しくは事業所を有する者が生産したものをいう。)の利用の促進、事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継その他の持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組
 - (2) 障がい者その他の就業に関する支援を必要とする者の雇用の促進に資する取組、県民の安全で 安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動その 他の社会的な価値の向上に資する取組

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するための総合的な施策を推進するものとする。

(受注者及び下請負者等の責務)

第5条 受注者及び下請負者等は、基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識し、県契約を 適切に履行するものとする。

(基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等)

- 第6条 県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるものとする。
 - (1) 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な取組
 - (2) 第3条第2項各号に掲げる取組(事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるものその他規則で定めるものに限る。)を促進するための県の取組

(受注者及び下請負者等の法令遵守)

- 第7条 受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる 事項を遵守しなければならない。
 - (1) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払をすること。
 - (2) 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
 - (3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。
 - (4) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定及び国民年金法(昭和34年法律第141号)第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出(規則で定める者に係るものに限る。)をすること。
 - (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定に係るものに限る。)をすること。
 - (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。

(特定県契約に係る措置)

- 第8条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条各号に掲げる事項の遵守の状況について 、規則で定めるところにより、特定受注者に対し、報告を求めることができる。
- 2 知事は、特定受注者が正当な理由がないのに前項の規定による報告の求めに応じないときその他この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、特定受注者について調査を行うことができる

³ 公営企業の管理者は、前2項の規定に準じて報告を求め、又は調査を行うことができる。

(審議会の設置)

第9条 適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議するため、知事の諮問機関として岩手県契約審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌)

- 第10条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 県契約の総合的に優れた内容の確保に関すること。
 - (2) 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保に関すること。
 - (3) 県契約において配慮すべき事項に関すること。

(審議会の組織)

- 第11条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任 期間とする。

(会長)

- 第12条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を 代理する。

(審議会の会議)

- 第13条 審議会は、知事が招集する。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取)
- 第14条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (庶務)
- 第15条 審議会の庶務は、商工労働観光部において処理する。

(会長への委任)

第16条 第9条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に 諮って定める。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条から第3条まで、第9条から第16条まで並びに次項及び附則第3項の規定 平成27年4 月1日
 - (2) 第8条の規定 平成29年4月1日までの間において規則で定める日
- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、この条例の施 行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 この条例を施行するために必要な第6条の規定による取りまとめの準備は、この条例の施行前においても行うことができる。

県が締結する契約に関する条例施行規則

平成 27 年 10 月 2 日岩手県規則第 83 号 改正

平成28年11月18日岩手県規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は、県が締結する契約に関する条例(平成27年岩手県条例第35号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第2号の規則で定める種類及び金額の要件)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める種類は、次の表の左欄に掲げる種類とし、同号の規則で定める金額の要件は、同欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の要件とする。

種類	金額の要件
1 工事の請負に係る契約(契約期間が6か	予定価格が5億円以上であること。
月を超えるものに限る。)	
2 業務(清掃、警備(警備業法(昭和47	予定価格が 3,000 万円以上であること。
年法律第 117 号) 第 2 条第 5 項に規定する	
警備業務用機械装置を使用して行うもの	
を除く。)、駐車場の管理、施設における来	
訪者の受付又は設備(消防設備、電気通信	
設備、暖冷房設備、空気調和設備及びし尿	
浄化槽に限る。) の運転及び保守に係る業	
務(以下「清掃等業務」という。) のいず	
れかを含むものに限る。)を委託する契約	
(契約期間が6月を超えるものに限る。)	
3 公の施設の管理(清掃等業務のいずれか	指定管理者の募集に係る委託料の上限額又
を含むものに限る。)に係る協定(指定管	は委託料の額が3,000万円以上であること。
理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)	
第 244 条の2第3項に規定する指定管理	
者をいう。以下同じ。)の指定の期間が6	
月を超えるものに限る。)	

(条例第6条第2号の規則で定めるもの)

第3条 条例第6条第2号の規則で定めるものは、事業者における条例第3条第2項各号に掲げる取組の実施の状況について、随意契約の相手方の選定の基準として設定することができるものとする。

(条例第7条第4号の規則で定める者)

第4条 条例第7条第4号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する受注者及び下請負者等とする。

- (1) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第1項に規定する世帯主又は同法に規定する国民健康保険組合の組合員
- (2) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第7条第1項第1号に規定する第1号被保険者 (特定県契約に係る措置)
- 第5条 条例第8条第1項の規定による報告の求めは、知事が定める期間における条例第7条各 号に掲げる事項の遵守の状況について、特定県契約のうち知事が指定するものに係る特定受注 者に対し、別に定める様式による書面により行うものとする。
- 2 条例第8条第1項の規定による報告の求めを受けた特定受注者は、別に定める様式による報告書により、第1号に掲げる労働者に係る第2号に掲げる事項を、知事が定める期限までに報告しなければならない。
 - (1) 特定県契約の履行の場所において当該特定県契約に係る業務に直接従事する労働者(管理又は監督に係る業務その他知事が別に定める業務に従事する労働者を除く。)のうち、次に掲げる特定県契約の種類に応じ、それぞれに定める労働者
 - ア 第2条の表の1の項に掲げる契約 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第5項に 規定する元請負人又は同項に規定する下請負人に雇用される労働者
 - イ 第2条の表の2の項に掲げる契約及び同表の3の項に掲げる協定 清掃等業務に従事する労働者
 - (2) 労働者の1時間当たりの賃金の額及び社会保険への加入状況、特定受注者及び下請負者 等の労働保険番号、労働者に対して賃金を支払った年月日その他知事が必要と認める事項
- 3 条例第8条第2項の規定による調査は、書面又は面談により行うものとし、知事は、当該調査を行う場合においては、別に定める様式による通知書により、あらかじめその旨を特定受注者に対して通知するものとする。

(特定県契約に係る特定受注者の遵守事項)

- 第6条 特定受注者は、特定県契約の履行の場所、当該特定受注者の事務所その他の前条第2項 第1号に掲げる労働者の見やすい場所に掲示する方法その他の知事が定める方法により、県と 締結した県契約が特定県契約である旨を当該労働者に明らかにしなければならない。
- 2 特定受注者は、特定県契約の履行に当たり下請負者等と下請、再委託等に係る契約を締結する場合においては、次の事項を約さなければならない。
 - (1) 知事が特定受注者に対して条例第8条第1項の規定による報告を求めたときは、下請負者等は、特定受注者からの求めに応じ、別に定める様式による報告書により特定受注者に対して報告しなければならないこと。
 - (2) 下請負者等が更に当該特定県契約に係る下請、再委託等に係る契約を締結する場合においても、前号に掲げる事項を約さなければならないこと。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県が締結する契約に関する条例施行規則第2条、第5条及び第6条 の規定は、この規則の施行の日以後に締結される県が締結する契約に関する条例(平成27年岩 手県条例第35号)第2条第1号に規定する県契約について適用する。

岩手県契約審議会 委員名簿

(敬称略•五十音順)

氏 名	所属・役職等	備考
秋山 信愛	公認会計士・税理士	
稲 葉 馨	立正大学法学部教授・東北大学名誉教授	
熊谷隆司	弁護士	会 長
佐藤伸一	日本労働組合総連合会岩手県連合会事務局長	
沢田茂	一般財団法人岩手経済研究所 地域経済調査部長	
西村豊	一般社団法人岩手県経営者協会 専務理事	
宮本 ともみ	岩手大学人文社会科学部 地域政策課程 教授	

岩手県契約審議会 開催経過

年度	П	開催日	議事
- 平茂	凹		(1) 報告
	第1回	6月22日(月)	ア 県が締結する契約に関する条例の概要について イ 岩手県契約審議会の審議事項及び審議等スケジュールに ついて (2) 議題 条例施行規則(案)について
平成27年度	第2回	9月8日(火)	(1) 報告 ア 前回審議会における議事に関する補足説明について イ 先行自治体における取組例等(特定県契約関係)について (2) 議題 ア 条例施行規則(案)について イ 条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ (素案)について
	第3回	2月5日(金)	(1) 報告 ア 前回審議会における議事に関する補足説明について イ 条例説明会の開催状況について ウ 条例施行・運用スケジュールについて (2) 議題 ア 条例施行規則等(素案)について イ 条例の基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ(案) について
).	第1回	6月3日(金)	(1) 議題 条例施行規則等(案)について
平成28年度	第2回	2月2日(木)	(1) 報告 条例説明会の開催状況について (2) 議題 ア 報告対象となる特定県契約の指定について イ 条例の基本理念の実現を図るための取組の見直し(案)に ついて
平成29年度	第1回	2月2日(金)	(1) 報告 ア 特定県契約にかかる賃金支払い状況等の報告について イ「働き方改革及びワーク・ライフ・バランスに関する調査」 結果について (2) 議題 ア 条例の基本理念の実現を図るための取組の見直し(案) について イ 県が締結する契約に関する条例の施行状況等の検討に ついて
	第1回	8月24日(金)	(1) 報告 ア 県が締結する契約に関する条例の経過について イ 特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について (2) 議題 ア 県が締結する契約に関する条例の施行状況に係る検討 について
平成30年度	第2回	11月27日(火)	(1) 報告 特定県契約に係る賃金支払状況等の報告について (2) 議題 県が締結する契約に関する条例の施行状況の検討について ア 都道府県調査の結果について イ 岩手県契約審議会における意見聴取結果について ウ 論点整理について
	第3回	3月18日(月)	(1) 議題 ア 県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図るための取組の見直し(案)について イ 論点の検討状況について ウ 今後のスケジュール(案)について
令和2年度	第1回	5月29日(金)	(1) 議題 ア 論点の検討状況について ・ 前回までの審議会の検討状況について ・ 「受注者等の責務として報酬下限額を設けるか」(論点4) の継続検討について イ 今後のスケジュール(案)について (2) 報告 ・ 「県が締結する契約に関する条例の基本理念の実現を図る ための取組」について